

平成25年第5回東京都北区教育委員会臨時会

| | | | |
|-------|----------------------|----------------|--|
| 会議月日 | 平成25年8月26日（月）午後1時30分 | | |
| 開催場所 | 北区教育委員会室 | | |
| 出席委員 | 委員長 森下淑子 | 委員 加藤和宣 | |
| | 委員 檜垣昌子 | 委員 嶋谷珠美 | |
| | 教育長 内田隆 | | |
| 欠席委員 | 委員 森岡謙二 | | |
| 事務局職員 | 事務局次長 | 教育政策課長（教育未来館長） | |
| | 学校改築施設管理課長 | 学校支援課長 | |
| | 学校地域連携担当課長 | 教育指導課長 | |
| | 教育改革・教育支援担当副参事 | 生涯学習・スポーツ振興課長 | |
| | スポーツ施策推進担当課長 | 飛鳥山博物館長 | |
| | 中央図書館長 | | |
| | 学校適正配置担当部長 | 学校適正配置担当課長 | |

会議に付した議案並びに審査結果

| 日程 | 議案番号 | 提案内容 | 結果 |
|-----------|------|---|----|
| 1 | 31号 | 平成25年度東京都北区一般会計補正予算(第2号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29号の規定に基づく意見聴取について | 承認 |
| 2 | 32号 | 東京都北区奨学資金貸付条例の一部を改正する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29号の規定に基づく意見聴取について | 承認 |
| 3 | 33号 | 平成26年度使用(明桜中学校特別支援学級)教科用図書採択について | 承認 |
| 追加 日程1 | 34号 | 損害賠償請求事件和解条項に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29号の規定に基づく意見聴取について | 承認 |

| 日程 | 報告事項 | 報告内容 | 結果 |
|----|------|----------------------|----|
| 4 | 27号 | 北区放課後子どもプランの愛称募集について | 了承 |
| 5 | 28号 | 後援・共催事業に関する報告 | 了承 |

平成25年第5回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成25年8月26日(月) 13:30

森下委員長

皆様、こんにちは。

出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。これより、平成25年第5回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1、第31号議案「平成25年度東京都北区一般会計補正予算(第2号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

委員長

森下委員長

教育政策課長

教育政策課長

区長が、区議会第3回定例会に補正予算(第2号)を提出するに当たり、教育委員会の意見を求めています。

それでは、第31号議案、参考資料でご説明を申し上げます。ご説明の都合上、歳出からご説明申し上げます。2枚目でございます。

第8款教育費、第1項教育総務費、その中の職員給与費でございます。職員給与費につきましては、前の年の秋の職員の状況から所要の給与表を算出いたしまして、当初予算に計上いたしております。4月に組織が変わりますし、また配属する職員の年齢等によりまして給与に増減が生じますので、これを補正するものでございます。何方所か、この職員給与費が出てまいります、全部同じ事情でございますので省略いたします。

第2項小学校費、(2)校舎等維持修繕費でございます。これは、滝野川第一小学校と滝野川第七小学校が統合するに当たって必要な修繕と桐ヶ丘郷小学校の不足する教室分増築の設計を行うものでございます。

(3)パソコン経費、479万9,000円。これは、学校のパソコンのソフトウェア、これがXPからWindows7に更新されるに当たって必要な費用を計上するものでございます。

(4)学校改築事業費、これは、なでしこ小学校の基本設計費の減でございます。4,500万円でございます。これは、区の方針によりまして、なでしこ小学校については、公共施設を合築する方針が決まりました。このために、どのような公共施設をどのように合築するのかといった点がまだ決定しておりませんので、基本設計がその分、後ろに送られることとなりますので、減額が生じたというものでございます。

(5)校舎等大規模改修費、367万5,000円でございますが、これも滝一小学校と滝七小学校の統合新校の改修でございます。

第3項中学校費、(2)学校改築事業費、これは、赤羽岩淵中学校の改築費用につきまして、物価あるいは賃金のスライド、これらのコストが上がったために、物価・

賃金スライド制度に基づいて額を増額するものでございます。

(3) のパソコン経費については、先ほど申し上げた小学校費と同じでございます。

第6項社会教育費、(2) 中里貝塚史跡広場拡張用地取得費を606万5,000円増額するものでございます。拡張用地の取得費については、当初予算に計上済みでございますが、取得した用地の中に一部フェンスがございまして、これを撤去する必要があります。この撤去費用について増額するものでございます。

第7項社会体育費、(2) 仮称赤羽体育館建設事業費、これにつきましては、入札の不調により事業着手がおくれるためのものでございます。

1枚目の歳入に移ります。国庫支出金で、国庫負担金(1) 公立学校施設整備費、それから国庫補助金として、(1) 学校施設環境改善交付金、それぞれ増額になっております。これは、赤羽岩淵中学校及び滝野川紅葉中学校の建設費が確定したため、これに基づいて国の国庫支出金の額が確定したものでございます。

ご説明は以上でございます。

森下委員長

ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

加藤委員

委員長

森下委員長

加藤委員

加藤委員

社会体育費のこの仮称赤羽体育館建設事業費は不調に終わったために、また不調ということは要するに合わないというか、予算的なものがこれでは足りないということでは不調なのでしょうか。よくわからないのですが。

スポーツ施策推進担当課長

委員長

森下委員長

スポーツ施策推進担当課長

スポーツ施策推進担当課長

実際のところ、予算が本当に不足しているかどうかということは、はっきりした理由はちょっとわからないのですが、ただ現状では、資材の単価あるいは労務費の単価といったものが、若干この予算編成をしたときよりもふえているということで、試算をし直してございます。その結果、今回この補正予算では、債務負担行為がございませけれども、債務負担行為の補正をかけてございまして、変更後の補正額が相当、これは平成26年度以降に発生する予算、全体の事業費を若干ふやしているところでございます。

ですので、その単価の基準に合わせた中で、今後また早期着工に向けての準備を進めていくといった内容のところしていきたいと考えております。

事務局次長

委員長

森下委員長

事務局次長

事務局次長

すみません、若干補足をさせていただきます。まず、今回の補正の減額の理由でございますが、今年度当初から契約ができれば、当然それだけ工事が進捗するわけです。ですので、支払い額はふえません。ところが、今回契約そのものが不調に終わってできない関係で、改めて予算額を算定し直しまして、今回計算をし直します。その関係で、まず今年度予定していた工事費が減額になったというのが、今回出た減額です。ですから、これは来年度以降に、このお金はまたかかってくるということになります。今年度つくるべきものができなかったのも、その分に支払うものはお金が発生しなくなってしまったと、契約がおくれたためにですね。

今年度、実はこの契約額を算定し直しまして、現時点での人件費等をいろいろ算出し直して新たなものを出します。そうしますと、当然こういう大きなものですので、何年度かにわたっての支払いになります。今年度自体はさほど大きなお金は払いませんが、来年度以降は大変大きなお金を払うことになります。その分がいわゆる債務負担ということで、債務を次の年にずっと支払い義務が生じてくるということで、その債務負担金額を今回拡張するというのが、あわせて行うものでございます。

そういった意味では、契約が不調になった理由、本当の理由というのはちょっとやはりそれぞれの会社に聞かないとなかなかわからないところがありますけれども、今現在のいわゆる受給関係等から言って、金額的に少なかつたものがあるのかどうか、またこの次の契約の際にある程度その結果を見れば明らかになってくるのではないかなというところでございます。

加藤委員

委員長

森下委員長

加藤委員

加藤委員

今後、工事もおくれるということにもつながるわけですね。

スポーツ施策推進担当課長

本来であれば、平成27年度の夏から秋にかけて竣工というようなことを予定していたわけでございますけれども、早くても平成27年度いっぱいだろうと、今のところは見込んでいるところでございます。

森下委員長

今ずっと、平成23年度、24年度の教育委員会の事業の評価の文面を思い起こしていたのですが、仮称赤羽体育館の事業に関しては下の段にありまして、同じ文面が一昨年も昨年もありました。またこれでは平成25年度も同じ文面になるのかなと思ったのですが、お金の絡むことですのでけれども、ぜひ一刻も早く進みますようお願いしたいなと思っております。

| | |
|------------|--|
| | ほかにございませんでしょうか。 |
| 学校改築施設管理課長 | 委員長 |
| 森下委員長 | 学校改築施設管理課長 |
| 学校改築施設管理課長 | <p>小学校費の校舎等維持修繕費について補足させていただきます。田端中学校の改築位置決定との関係で、滝野川第七小学校の北側の擁壁の調査をどの程度強度がきちんとしているかどうかの健全度調査というのをかけるわけですが、そのほかに桐ヶ丘郷小学校に4教室を増築するということがございます。これは今現在の生徒数の伸びと勘案いたしまして、他の学校に比べていわゆる比較的、例えば少人数等に使う教室等が今回もランチルームを潰して一般教室にしたというそういう経緯もございまして、実際に工事をするのは平成26年度なのですが、この平成25年度中に設計を行いたいということで、今回修繕費として上げさせていただいたものでございます。</p> <p>ちなみに、滝野川第七小学校の擁壁の健全度調査につきましては525万円、そして、この桐郷小の設計費は750万円という形でございます。</p> |
| 森下委員長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>ほかに、ご質疑・ご意見はございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> |
| 森下委員長 | <p>それでは、ただいまの皆様のご意見を伺いますと、特に反対意見はないようですので、本件は意見なしとすることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 森下委員長 | <p>ご異議ないと認め、本件は意見なしと決定いたします。</p> <p>次に、日程第2、第32号議案「東京都北区奨学資金貸付条例の一部を改正する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p> |
| 教育政策課長 | 委員長 |
| 森下委員長 | 教育政策課長 |
| 教育政策課長 | <p>本改正案は、奨学金の返還がおくれた場合に、違約金を徴収することとされておりますが、その利率に特例を設けるものでございます。</p> |

東京都北区奨学金貸付条例第9条には、このように規定されております。まず第1項でございますが、奨学資金の貸付は無利子とするとされております。

第2項といたしまして、奨学資金の貸付を受けた者が、貸付金を償還するまでに支払わなかった場合において、正当な理由がないと認められるときは、年14.6%の割合をもって、償還期限の翌日から支払う日までの日数によって計算した違約金を徴収することができるとなっております。

この年14.6%という割合でございますが、これは、国税通則法の延滞税の利率を引いております。ご案内のとおり、低金利の時代が続いておりますが、この14.6%という割合は余りにも高過ぎるといった声が起きましたため、今般、国税通則法が改正をされました。奨学金条例においても、この率を引いておりますので、これに合わせて、この利率についても特例を設けるといっております。

議案の3ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。違約金の割合の特例でございます。当分の間、第9条第2項の違約金の年14.6%の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合が——括弧を省略いたしまして——各年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とするというものでございます。

この特例基準割合について、ご説明を申し上げます。特例基準割合とは、国内の銀行が、顧客に貸し出す金利の平均でございます。この前々年10月から前年9月までの1年間の平均の金利に1%を加えたもの、これを特例基準割合とっております。日本銀行から公表がなされております。現在、この貸出約定平均金利が1%でございますので、さらにこれに1%を加えたものが特例基準の割合となりますので、特例基準割合は現在2%ということになるわけでありまして、2%が14.6%に比べて低くなっておりますので、これに7.3%を加えますので、9.3%となるということでございます。当分の間、この9.3%のほうを適用するというところでございます。

なお、この奨学金の違約金の規定の場合、先ほど申し上げたとおり、徴収することができるという規定になっているわけでございます。税の場合には、徴収するという意味の規定になっておりますが、奨学金の場合は、十分な資産があるのに返せないといった事情がある場合には、これを徴収してもいいよと、こういう規定になっているものでございます。現在のところ、こういった事例は見受けられませんので、今までこの違約金を徴収した例はございません。

以上でございます。

森下委員長

ありがとうございました。

本件のご説明がありましたけれども、ご質疑・ご意見はございますでしょうか。特に今該当する人がいらっしゃらないということでございます。よろしいですか。

嶋谷委員

委員長

| | |
|--------|--|
| 森下委員長 | 嶋谷委員 |
| 嶋谷委員 | 該当するというか、借りる方はいても、特に資産を持っている人がいないという意味で、徴収はしていないということなのですか。 |
| 教育政策課長 | 委員長 |
| 森下委員長 | 教育政策課長 |
| 教育政策課長 | 税の場合には、調査権というものを法令上定めておりまして、例えば銀行口座の残高を照会するとか、あるいは勤務先・取引先に給与や債権額を確認する、あるいは電話会社に電話番号を調べるといった、いろいろな調査をすることができます。しかしながら、奨学金の場合にはそういったことはできません。同じ区でありながら、税務課から情報を得ることもできないわけでございます。 そういたしますと、その方にどの程度資産があるのか、どういった事情で滞納しているかというのは、専ら相手からの聞き取りにより調べるということになります。相手からの聞き取り等による限り、こういった生活上苦しいといった事情が見受けられるので、大きな資産を持っているというような例は今のところ見出されていないということです。 |
| 嶋谷委員 | 委員長 |
| 森下委員長 | 嶋谷委員 |
| 嶋谷委員 | もう一つ、いいですか。奨学金を使って返還していないというのは、どの程度あるのですか。 |
| 教育政策課長 | 委員長 |
| 森下委員長 | 教育政策課長 |
| 教育政策課長 | 申しわけございません。今手元に資料がございませんので、後ほど報告いたします。 |
| 森下委員長 | どの程度返還していない人がいるかということは、後ほど報告してください。 ほかに、ご質疑・ご意見はございますでしょうか。ございませんか。 (質疑・意見なし) |
| 森下委員長 | では、特に反対意見はないようですので、本件は意見なしとすることにご異議ござ |

いませんか。

(異議なし)

森下委員長

ご異議ないと認め、本件は意見なしと決定いたします。

次に、日程第3、第33号議案「平成26年度使用（明桜中学校特別支援学級）教科用図書採択について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

教育指導課長

委員長

森下委員長

教育指導課長

教育指導課長

それでは、私から第33号議案「平成26年度使用（明桜中学校特別支援学級）教科用図書採択について」をご説明申し上げます。

本議案につきましては、さきの平成25年第8回教育委員会定例会におきましてご審議いただきました平成26年度使用小中学校特別支援学級教科用図書のうち、明桜中学校特別支援学級で使用する教科用図書について、その時点で未定でございました美術科、保健体育科、技術・家庭科の3教科の教科用図書についてご審議いただき、採択いただくものでございます。

ご案内のとおり、小中学校の特別支援学級につきましては、文部科学大臣の定めるところにより、文部科学省検定済教科書または文部科学省著作教科書以外の教科書を使用することができる旨、学校教育法附則第9条に規定されてございます。そのため、学校教育法附則第9条による教科書（一般図書）は、特別支援学級の教育課程の編成や児童・生徒の実態に応じて、各種の小中学校が選択し、毎年8月末までに教育委員会において採択を行うものとなっております。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、平成26年度使用明桜中学校特別支援学級使用教科書をごらんいただきたいと存じます。特別支援学級を設置する各学校では、通常の学級と異なる教科書を使用する場合は、文部科学省発行の特別支援学校用小中学部教科書目録（平成26年度使用）または東京都教育委員会発行の平成26年度から28年度使用特別支援教育教科書調査研究資料及び平成26年度用一般図書一覧の中から、その児童・生徒の実態を踏まえて選定することが一般的になってございます。

しかしながら、明桜中学校からは、美術科、保健体育科、技術・家庭科の3教科の教科書については、生徒の実態を踏まえて、今申し上げました平成26年度から28年度使用特別支援教育教科書調査研究資料等に上がっていない図書の使用を希望してまいりました。このため、事務局といたしましては、明桜中学校が使用を希望するこれらの一般図書が、教科用図書として使用するにふさわしいものであるかどうか独自に調査を行い、このたび資料を作成させていただいたものでございます。

恐れ入りますが、資料を1枚おめくりいただき、特別支援教育教科書調査研究資料

をごらんいただきたいと存じます。

まず美術科でございますが、一番左側でございます「日本ヴォーグ社」「かんたん あたらしい はじめての切り紙」でございます。これは、明桜中学校では、はさみをうまく使えない生徒が多いことから、これまでも細かい文様などを切り抜く課題に取り組んできておりますが、教員が考える図案には限界があるため、図案が多く掲載されている本書の使用を希望しているものでございます。

調査の結果、内容・内容の構成・各項目の配列・表記表現・製本の仕方や耐久性等の構成等について、教科書として使用するのに問題はないと考えております。本書に掲載されている図案につきましては、季節や物語など、さまざまなテーマに基づいており、抽象化の度合いにより、切り取る際の難易度を発達の状況に応じて選択することができます。切り紙としての作品づくり以外にも、絵画や工作等の図案に活用できるほか、小学校との交流学习等において、贈り物や装飾等に使うことが可能であり、事務局といたしましては、教科書として使用することに問題はないと考えてございます。

続きまして、保健体育科でございます。真ん中ですがけれども、「講談社」の「1時間でカッコよく踊れるヒップホップダンス 基礎編」でございます。現行の学習指導要領から中学校の保健体育科の授業でダンスが必修化され、ヒップホップダンス等がこの中に組み入れられてございます。明桜中学校では、来年度、特にダンスに力を入れて指導する予定としており、本書の使用を希望しているものでございます。

調査の結果から、内容・内容の構成・各項目の配列・表記表現・製本の仕方や耐久性等の構成等について、問題はないと考えております。準備運動としてのストレッチや、体を部位別に動かすアイソレーション等の動きを写真で示すとともに、簡潔な説明でわかりやすく表現しております。生徒が基本を習得するとともに、基本のステップを組み合わせる生徒たちによる作品づくりにつなげていくことも期待できます。さらに、DVDが付録として添付されておまして、授業で学んだ動きを自宅でも個々の生徒が復習することが可能となっております。以上のことから、事務局といたしましては、本書を教科書として使用することに問題はないと考えております。

最後に、技術・家庭科でございます。第1学年につきましては、東京都教育委員会の平成26年度から28年度使用特別支援教育教科書調査研究資料に掲載され、平成25年度にも採択いたしました「文化出版局」の「はじめてのキッチン 小学生からおとなまで」の継続使用を希望してございます。しかし、第2学年以降につきましては、「角川マガジズ」の「ゼロから始めるさいほうの基本」の使用を希望しているものでございます。その理由は、本書が生徒の将来の自立に向けて、自分の衣服を整えることや、生活を豊かにするために手縫いの基礎を身につけるとともに、ボタンつけや裾のほつれなどの対処の仕方、簡単な小物の作り方などを学ぶのにふさわしい内容であるということでございます。

調査の結果、前の2書と同じように、内容・内容の構成・各項目の配列・表記表現・製本の仕方や耐久性等の構成等について、問題はないと考えております。手縫いやミシン縫いの基本を確認できる上、身支度を整えるための繕い縫いについて細かく説明しているなど、実生活においても活用が可能であり、事務局といたしましては、

教科書として使用することに問題はないと考えております。
説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

森下委員長

ありがとうございました。

ただいまご説明いただきましたこの採択につきまして、本件についてのご質疑・ご意見はございますでしょうか。

加藤委員

委員長

森下委員長

加藤委員

加藤委員

事務局で適切であると認めていただいた上で、我々は見せていただいたわけだけ
ど、非常にわかりやすい、裁縫なんかも本当に初心者向きで、すぐ誰でも縫い方や何
かがわかりやすくていいのかなと思いますし、ダンスなんていうのは、なかなかこの
TAKAHIROという人は結構テレビや何かに出てきて、今24時間テレビとかそ
ういうテレビの中でも高校生のダンスとか、そういうものが非常に今盛んになってい
る中で、これやはりヒップホップというのはかなり子どもたちがある意味ではやりた
いものだろうと思いますので、いいのではないのでしょうか。

檜垣委員

委員長

森下委員長

檜垣委員

檜垣委員

質問なのですけれども、この教材そのものについては読みやすいという感想を持ち
ましたけれども、教科書として一般の教科書というのは、これに併用して配られるの
でしょうか。

教育指導課長

委員長

森下委員長

教育指導課長

教育指導課長

これについては、あくまでも通常の学級で使用する教科書を使うことができないと
いいますか、それにかわるものということでございますので、通常の学級で使用する
教科書は無償配付の対象にはならないということでございます。

以上です。

檜垣委員

配られないということなのですね。

ある意味、専門的にやっていくような形になるということですね。特別支援学級に
ついては、その科目については。

| | |
|--------|--|
| 教育指導課長 | <p>通常の学級の教育課程というか学習指導要領に書かれている全てのことがなかなかできない場合があるので、部分的にといいますか、あるところを割と重点を置いてやっていくということは可能でございます。ですので、例えばヒップホップなんていうのは、その動きをメインにしながら、先ほども申し上げましたが、いろいろなストレッチとかそういうことを組み合わせる、別にそのほか例えば、運動、球技とかそうした別のものについても当然体育の授業の中では扱いますけれども、そんな形でございますので、全部網羅しているいわゆる通常の教科書とは、一般図書でございますが、若干異なるというふうになります。</p> |
| 檜垣委員 | わかりました。 |
| 森下委員長 | <p>では、私から。まず、明桜中のこの教科書の採択ということに関して異議はないのです。ただ非常に金額が、教科書1冊が、例えば美術は900円、それから保健体育は1,600円、家庭科1,200円ということは非常に高額だと思うんですね。他校の特別支援学級のお子さんが通常学級が使っている教科書、それを準じて教えていらっしゃる金額に比べれば、非常にこのほかに各教科はあるのでしょうかけれども、もちろん。だから、その辺は区としては金額というものの上限とか、そういうことは今後こういうことがいっぱい出てきたときに、内容的にいいからこれでよいということだけで、まずいいのかどうかということと。</p> <p>それから、やはり北区に学んでいる特別支援学級のお子さんが、最低限度この部分まで、教科である程度ここまでは、実態は違いますけれども、習得させようというそういう横のつながり、北区の特別支援学級の先生方で1年生・2年生・3年生、もちろん程度は違いますけれども、世の中に出ていくときのあれで、そういう横のつながりなども、どんなふうに進めていかれるのかなという当たりがとても大切ではないのかなと、ちょっと今回こんなふうにも余りにも金額が大きい、これをまたこれからもいろいろな人たちに持たせるとなったときに、どのようになっているのかなということとはちょっとお尋ねしたいと思いますが。</p> |
| 教育指導課長 | 委員長 |
| 森下委員長 | 教育指導課長 |
| 教育指導課長 | <p>まず、一般の図書でございますので価格はさまざまございまして、先ほど申し上げました都のつくる資料の中にも、3,000円ぐらいのものもございまして。上限が幾らということは、はっきりとは、たしか決まっていなかったかと思うのですが、やはり価格の面でもこれは相当高いというものについてはふさわしくない、以前ほかのところでは私がかかわったときには、7,000円、8,000円の理科というものが出てきて、それはちょっと高過ぎるだろうというようなこともございました。</p> <p>それから、第2点目でございますけれども、やはりこれまでのシステムとしまして</p> |

は、今もそうなのですけれども、各学校がそれぞれに調査をいたしまして、それで各学校の希望を上げてこちらのほうでそれがふさわしいかどうかを確認させていただくという流れになっているわけですが、やはり各学校それぞれの取り組みで、いいものについては横に広げていくということも必要でございますし、こちらの特別支援学級では通常の学級の教科書等を使いながら、例えば同様の本を資料としてみんなが見られる形でやっているとか、そういうやり方もありますので、やはり横の連携、教科書等についても通常の学級の教科書の調査と同じような形で、特別支援学級の先生方を集めて独自に研究していくと、全体で研究していくというような組織を今後はつくってまいりたいと考えております。

以上です。

森下委員長

ぜひ、そうお願いしたいと思います。例えば、ヒップホップも1冊これを持たせなくても、資料としてこういう本を学校なら学校で購入するなりして、印刷してまた資料として持たせるとか、いろいろな工夫を多分していらっしゃるのではないのかなと思うのですね。それは普通学級もそういう指導の仕方がありますので、その辺についても情報交換ということを通じて、ともに学び合うということをお願いできればと思っています。

ほかにごありますか。特にご意見はございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

それでは、ご意見はないようでございますので、原案どおり採択することに異議ございませんか。

(異議なし)

森下委員長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり採択いたします。

ここで、「損害賠償請求事件和解条項に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

森下委員長

ご異議ないと認め、本件の日程に追加いたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

委員長

森下委員長

教育政策課長

教育政策課長

本件は、平成22年12月8日に、浮間小学校、当時3年生の男子児童が校内でサッカーをしていた際に、左手小指のけがをし、これに対する学校側の対応が適切ではなかったために、左手小指に後遺症が残ったとして、区に対し246万1,000円の損害賠償の支払いを求めて東京地方裁判所に訴えを起こしたものでございます。

教育委員会で、本件につきまして、学校職員についての事情聴取をいたしました結果、原告が主張するような事実は認められませんでした。この小学3年生の児童は、校内でけがをしたものと認められるということ、また、養護教諭の対応が適切ではなかったとは言えないといったことから、この訴えに対して控訴をいたしました。その結果、今回、裁判所から原告・被告双方に対して和解案が示されたものでございます。この和解案自体は、区側の主張をほぼ全て認めているものでございますので、区としてこの和解に応じたいとするものでございまして、それに対して教育委員会の意見を求めているものでございます。

教育指導課長

委員長

森下委員長

教育指導課長

教育指導課長

恐れ入ります。ただいまの説明に若干補足をさせていただきます。当時3年生の児童につきましては、指に突き指をしたということでございまして、その翌日、担任が気がつきまして、どうしたのかと尋ねましたところ、学校の外でけがをしたと当初は言っておりました。その後1カ月ぐらいて、実は校内で休み時間にサッカーをして遊んでいてけがをしたのだということでございまして、それについては学校側としても時間がたっていて詳しく調べられないということで、本人の言うように校内でけがをしたのだということで処理をしたものでございます。

以上です。

森下委員長

わかりました。

本件につきまして、ご質疑・ご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

それでは、特に反対意見はないようでございますので、本件については意見なしとすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

森下委員長

異議なしと認め、本件は意見なしということで決定いたします。

当初の日程に戻ります。

それでは、報告事項に移ります。日程第4、報告第27号「北区放課後子どもプランの愛称募集について」、事務局から説明をお願いいたします。

学校地域連携担当課長

委員長

森下委員長

学校地域連携担当課長

学校地域連携担当課長

報告第27号「北区放課後子どもプランの愛称募集について」、ご報告させていただきます。恐れ入ります、1ページおめくりいただきます。

教育委員会資料平成25年8月26日付の文書をごらんください。北区放課後子どもプランの愛称募集について、1、要旨、放課後子どもプランの愛称募集について報告いたします。

2の目的、放課後子どもプランを親しみやすい活動場所とするため、愛称を募集いたします。未実施地域に、放課後子どもプランの周知を兼ねた募集といたします。

概要(1)募集の範囲。愛称の募集は広く一般に公募いたします。

(2)愛称の要件。①「放課後子どもプラン」にふさわしい愛称であること。②誰にでも親しみやすい愛称であること。

(3)募集方法です。北区ニュース(9月20日号)、くおん特集号(9月20日発行予定)、ホームページで周知するほか、放課後子どもプラン・放課後子ども教室実行委員会あてに愛称募集の依頼文を通知いたします。そして、実際にこちらに通っていらっしゃるお子さんたちに愛称を募集したいと思っております。

(4)選考。学校地域連携担当課及び子育て支援課で集計と一次選考を行った後に、北区教育委員会が愛称を決定する。

(5)表彰でございます。愛称の採用者に対して、表彰及び記念品を贈呈するということです。

4番、今後の予定でございます。繰り返しになりますけれども、この9月20日号で、20日に北区ニュース、くおん特集号、ホームページ等で募集の方法を周知いたします。10月31日を愛称募集の締め切りといたしまして、11月から12月にかけて、集計及び選考、表彰を行いたいと思っております。そして、12月から翌年の4月にかけて、広く愛称を公表していきたいと思っております。

最後5番、他区の愛称の事例でございます。江東区は「江東きっずクラブ」、港区では「放課GO→クラブ」、板橋区では「あいキッズ」等の名称を使用しております。

1枚おめくりいただきまして、2ページをごらんください。2ページは案となっておりますけれども、「放課後子どもプランの愛称(名前)を募集します!!」という、先ほど申しあげました放課後子どもプラン、放課後子ども教室に通っていらっしゃる子ども宛てに配る文書でございます。一応ルビが振っております。

「北区では、平成24年度から「放課後子どもプラン」を実施しています。放課後子どもプランは、小学校を会場にした子どもたちの活動場所、平日の放課後だけではなく土曜日や夏休みなども実施しています。学童クラブに入っている人も入っていない人も一緒に遊んだり、いろいろな体験ができます。平成25年度は5校で実施

し、平成31年度までにすべての小学校で実施する予定です。しかし、「放課後子どもプラン」にはまだ愛称（名前）がありません。そこで、皆さんに素敵な愛称（名前）をつけてほしいのです。詳細は裏面をご参照ください。」という形で、このチラシを配りたいと思っております。

これは2ページ目と3ページが見開きになってございますが、実際にはこの2ページ目と3ページ目が表裏の1枚のチラシという形になります。キリトリ線以下が応募用紙となってございまして、左の3ページ目が応募に関する諸注意ということになってございます。

繰り返しになりますけれども、最後、丸三つ目の応募方法のところだけ確認させていただきます。この応募方法でございまして、表面の応募用紙に必要事項を明記して、郵送、持参、FAXまたはメールにてご応募くださいということですが、特にこの用紙にこだわりませんので、括弧の中です、「（様式は問いませんので、官製はがきなどでも結構です。）」という形にしております。

米印のところでございます。放課後子どもプラン・放課後子ども教室の実施場所につきましては、また、学校地域連携担当課と子育て支援課の窓口には応募箱を設置したいと思っております。また、北区のホームページから、このアンケートフォームも・・・という形になってございます。

以下、応募期間、注意点、愛称の決定については、先ほど説明したとおりでございます。

以上、ご報告を申し上げます。

森下委員長

ありがとうございます。

この件につきまして、ご質疑・ご意見はございますでしょうか。

これは、一般的に「北区放課後子どもプラン」というかわりに、例えば江東区ですと、「江東きっずクラブ」というのが総称ですね。そうすると、各学校における名前は特になしということ。

学校地域連携担当課長

委員長

森下委員長

学校地域連携担当課長

学校地域連携担当課長

愛称の位置づけでございますけれども、今委員長のご指摘のとおり、江東区ですと、「江東きっずクラブ」というものがあるのですけれども、例えばこの後にいわゆる地区名・学校名をつけるというようなことが基本となっております。江東区で言いますと、例えば「江東きっずクラブ大島小学校」とかそういう名前になっていますので、北区におきまして、その前につけるか後ろにつけるかという作品によって語呂はあるのでしょうかけれども、何々クラブ東十条とか、東十条何々クラブとかという形で、その実施場所がわかるような愛称に実現したいなということを検討しています。

以上です。

森下委員長

そうですね、わかりました。何となくこの例題があると、とらわれてしまって、ついついキッズだとかクラブがつくといいのかなと思ってみたり、かたい頭なのですが、いい名前が出ますように期待しております。

ご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

では、本件に関する報告は終了いたします。

次に、日程第5、報告第28号、後援・共催事業に関する報告について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

委員長

森下委員長

教育政策課長

教育政策課長

後援・共催事業に関する報告を申し上げます。まず、名義使用承認報告でございます。

1件目、2013 北区花火会。2013 北区花火会実行委員会の主催で、10月11日～13日までの間、荒川河川敷・岩淵水門周辺で行われます。

2件目、平成25年度「体育の日」中央記念行事 スポーツ祭り2013。独立行政法人 日本スポーツ振興センターの主催で、10月14日、味の素ナショナルトレーニングセンター他で行われます。

おめくりをいただきまして3件目でございます。勤労者文化・体育事業、4事業でございます。ハイキング・清掃活動は10月12日に赤羽東地区一帯、ゴルフ大会が10月31日に赤羽ゴルフクラブ、カローリング大会が来年2月21日に印刷局滝野川体育館、ボウリング大会が来年3月20日に三恵ボウルで行われることになっております。連合東京北地区協議会的主催でございます。

4件目でございます。平成25年度 秋季第39回赤羽少年野球大会。北区赤羽少年野球連盟の主催で、9月8日～29日までの間、土日祝日九日間となりますが、赤羽自然観察公園で行われます。

5件目、桜の郷へようこそ 第11回 東京陶芸展。東京クレイワークスの主催で、来年3月27日～31日までの間、北とぴあ 地下展示ホールで行われます。

6件目、2013 チャイルドライン秋の東京キャンペーン。特定非営利活動法人 東京シューレの主催で、9月16日～29日までの間、これはフリーダイヤルで、東京で実施されます。後ほど補足をいたします。

7件目、平成26年度 全国吟遊コンクール北区予選大会。北区吟剣詩舞道連盟の主催で、来年2月16日、赤羽会館 大ホールで行われます。

8件目、第8回 北区アクアスロン大会。特定非営利活動法人れっど★しゃっふる

の主催で、11月10日、元気ぷらざ他で実施されます。

おめくりいただきまして9件目でございます。NPO法人れっど★しゃっふる主催
平成25年度下半期事業プログラムでございます。特定非営利活動法人れっど★しゃっふるの主催でございます。議案を2枚おめくりいただきまして、別紙をごらんください。9事業が予定されております。それぞれお示しの日程・場所で実施されることになっております。

10件目でございます。チャリティ映画会「明日の希望」。社会福祉法人北区社会福祉協議会の主催で、11月16日、赤羽会館講堂で開かれます。

11件目、第34回北区少年野球選手権大会北区長杯。北区少年野球連盟の主催で、9月16日～12月23日までの間の18日間、新荒川大橋野球場で行われます。

12件目、王子狐の夕すず美2013。狐のにぎわいの主催で、9月1日に、それぞれお示しの場所でパレード、それからステージが行われます。

13件目でございます。来た区なる踊りたくなるヤング・フォークダンス。北フォルクロレ実行委員会の主催で、10月6日、中央公園で開催されます。

14件目、第8回 環境展。東京都北区環境展実行委員会の主催で、9月28日、滝野川小学校で行われます。

おめくりをいただきまして15件目、北区民ミュージカル「王子の狐 ねがい石」四たび。王子狐のミュージカルの会の主催で、12月21日、北とぴあ さくらホールで開催されます。

16件目、第13回 全国障害者スポーツ大会オープン競技グラウンド・ゴルフ大会 第12回 首都圏障害者グラウンド・ゴルフ協議会グラウンド・ゴルフ大会。月曜クラブの主催で、10月12日、都障害者総合スポーツセンター他で行われます。

事業実績報告につきましては、お示しの4件でございます。

森下委員長

ありがとうございました。

生涯学習・スポーツ振興課長

委員長

森下委員長

生涯学習・スポーツ振興課長

生涯学習・スポーツ振興課長

先ほどの、後援名義の6番のチャイルドライン秋の東京キャンペーンでございます。場所がフリーダイヤルということでございますが、区内の電話からフリーダイヤルに電話をかけまして、そちらで相談をするという形のものでございます。

森下委員長

ありがとうございました。

ただいまのご報告につきまして、ご質疑・ご意見はございますでしょうか。

加藤委員

委員長

森下委員長

加藤委員

加藤委員

1つだけいいですか。少年野球チームなのですが、これは4番の北区赤羽少年野球連盟と、それから11番の北区少年野球連盟、これは日程が重なっていないのですか。同じ、1チーム五千円の場合なのですが、これは赤羽地区の子どもたちと、北区の少年野球連盟、この大会というのはどういう経緯で後援しているのですかね。こんな形で9月8日～29日と書いてありますよね、日程が土日祝日で九日間。それから、少年野球連盟のほうは9月16日って、これは平日ですよ、ではないですかね、平日ではないのか、祝日ですかね。祝日から始めるという意味ですね。

生涯学習・スポーツ振興課長

委員長

森下委員長

生涯学習・スポーツ振興課長

生涯学習・スポーツ振興課長

赤羽少年野球連盟と、少年野球連盟の大会でございますが、赤羽少年野球連盟でございますと、9月8日～29日の間の九日間を利用してございまして、16日というのがちょうど祝日でございますので、この日は問題なく試合はできるということだそうです。こちらの赤羽少年野球連盟と、少年野球連盟の関係でございますが、少年野球連盟が区内全体のエリアでやっておりますが、赤羽少年野球連盟につきましては、その下部組織なのですが、赤羽エリアの少年たちのグループがメインでやっているということになってございます。

それで、実際の試合の日程でございますが、一部重なっている、少年野球連盟が9月16日が初日でございますけれども、赤羽は順番でも四日目ぐらいになってきますので、その勝ち抜いてきた状況で多分変わってくるかと思われまして。いずれにしましても、少年野球連盟が上部組織にございますので、それについては中の連絡をとり合っているものと認識してございます。

森下委員長

何年生を出場させるかによっても変わってきますね。

加藤委員

だから参加チームが、要するに赤羽の子どもは、少年野球連盟の北区長杯にも出られるし、それから赤羽少年野球連盟だけの大会にも出られるということなのでしょうけれども、これは参加実態というのは多分区内、赤羽でやっているけれども、区内の子どもたちもどこのチームでもいいという形で多分参加させているような気がするのですが、どうですか。

生涯学習・スポーツ振興課長

大変失礼いたしました。今委員がおっしゃるとおり、参加の要件につきましては、区内の少年野球チーム、両方とも同じく区内の少年野球チームでございます。

| | |
|---------------|--|
| 森下委員長 | 加藤委員が心配されたのは、恐らくそこで勝ち上がってきているのと、赤羽のがこちらにも出ているし、こちらの試合もあるから、そこがうまくいくのかということですよ。 |
| 加藤委員 | 同じようなチーム構成をしていて、こちらでも同じような大会をやっていると認識したほうがいいのかと思うのですが。並行してやっているわけですね。名前は赤羽地区になっているのですけれども、主催者が赤羽地区の連盟が主催しているだけで、参加するチームは区内ほとんど全員なのですね。ですから、期間を調整しながら試合日をうまくやり合っている。あとは、勝ち抜きのごあいによって、また同じ日に両方当たらないように。そういう形で、何かややこしいような気がしますけれどもね。 |
| 森下委員長 | 状況がわかりました。そういう試合のチャンスをたくさんつくってあげようということではないでしょうか。39回と34回ですからね。回数も相当重なっているようですけれども。よろしいですか。 |
| 加藤委員 | はい。 |
| 森下委員長 | ほかに。 |
| 檜垣委員 | 委員長 |
| 森下委員長 | 檜垣委員 |
| 檜垣委員 | 6番目のチャイルドライン秋の東京キャンペーンなのですからけれども、これの事業目的と内容を教えていただきたいのですけれども。 |
| 生涯学習・スポーツ振興課長 | 委員長 |
| 森下委員長 | 生涯学習・スポーツ振興課長 |
| 生涯学習・スポーツ振興課長 | 事業目的でございますが、子どもを取り巻く大人に対しまして、このチャイルドライン活動や子どもたちの困難な状況を知ってもらいまして、市民一人一人が社会貢献活動に参画し、自分のできることを実行していくことを促進するための広報活動だということでございます。 内容でございますが、都内発信の電話からフリーダイヤルに毎日4時～9時までの間、電話がかけられまして、かかった電話につきましては、都内に多々ございますこのチャイルドラインにあいているところからつながりまして、都内の子どもたちの声を集中的に受けとめるという内容のものでございます。 |

| | |
|---------------|---|
| 檜垣委員 | そうすると、このフリーダイヤルというのは何本もあるということなのですか。 |
| 生涯学習・スポーツ振興課長 | フリーダイヤルにつきましては1本でございますが、全国に多々ございますものを東京の代表の電話にかかって、あいているチャイルドラインに順次かかって相談ができるというものです。大もとは1本なのですけれども、そこからあいている回線に振り分けられます。 |
| 檜垣委員 | 代表ナンバーがあるということですね。では、代表ナンバーを教えてくださいませんか。 |
| 生涯学習・スポーツ振興課長 | 電話番号でございますが、0120-99-7777でございます。 |
| 檜垣委員 | この事業は毎年やられているのですか。 |
| 生涯学習・スポーツ振興課長 | 毎年実施している事業でございます。 |
| 檜垣委員 | わかりました。 |
| 森下委員長 | ほかに、ご質疑・ご意見はございますか。 (質疑・意見なし) |
| 森下委員長 | では、特にないようですので、本件に関する報告は終了いたします。 以上で、本日の日程全てを終了いたしました。 これもちまして、平成25年第5回教育委員会臨時会を閉会いたします。 |